



平成 26 年 10 月 17 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室 岩井 俊輔  
電話番号 03-5786-3900

## 株主による株主名簿閲覧謄写仮処分の申立てに関するお知らせ

当社及び当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社株主名簿管理人」という）は、当社株主である上田和彦氏、東拓観光有限会社及びロイヤル観光有限会社（以下「当該株主」という）より、平成26年10月16日、東京地方裁判所におきまして、株主名簿閲覧謄写仮処分の申立て（以下「本申立て」という）を受けたことを、本日申立書を取得したことにより確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本申立てに至った経緯

平成 26 年 9 月 17 日付「臨時株主総会招集許可決定に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、東京地方裁判所より、当該株主による臨時株主総会の招集許可決定を受けております。

同許可決定を受け、当社は、同株主総会の基準日である平成 26 年 10 月 10 日付株主名簿の閲覧・謄写ができる日を当社株主名簿管理人に確認いたしましたところ、同社より平成 26 年 11 月 10 日である旨の回答を得たため、当該株主に対して、その旨を伝達いたしました。

これに対して、当該株主は、「基準日から 4 営業日で株主名簿は完成すると考えられる。」、「基準日である平成 26 年 10 月 10 日から 1 週間乃至 10 日間程度で株主名簿の閲覧・謄写が実現できるはずである。」と主張して、当社及び当社株主名簿管理人に対して、平成 26 年 10 月 16 日、東京地方裁判所におきまして本申立てを行ったものです。

#### 2. 本申立てがなされた裁判所及び年月日

- (1) 本申立てがなされた裁判所 東京地方裁判所
- (2) 本申立てがなされた年月日 平成26年10月16日

#### 3. 本申立てをした株主の概要

- (1) 氏 名 上田 和彦
- (2) 住 所 東京都渋谷区
  
- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本 店 所 在 地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

- (1) 名 称 東拓観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山田 孝義

#### 4. 本申立ての内容

- (1) 債務者ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社は、債権者らに対し、その営業時間内はいつでも、債務者三菱UFJ信託銀行株式会社をして、債務者ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社の株主名簿を閲覧・謄写させよ
- (2) 債務者三菱UFJ信託銀行株式会社は、債権者らに対し、その営業時間内はいつでも、債務者ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社の株主名簿を閲覧・謄写させよ
- (3) 申立費用は債務者らの負担とする

#### 5. 今後の方針及び見通し

当社といたしましては、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、対応してまいります。

以 上